

岩手県版GAP審査委員会設置要領

(趣旨)

第1 本要領は、岩手県版GAPの取り組みの確認又は確認の取り消しを行う審査委員会について、岩手県版農業生産工程管理（GAP）確認制度実施要領（以下、「要領」という。）第6の規定により、その設置、運営について定めるものとする。

(所掌)

第2 審査委員会は、要領第6の審査に関して、申請書等の書類及び現地調査結果を確認するものとし、申請者の岩手県版GAPの実践状況を審査するものとする。

(組織)

第3 審査委員会は、別表に掲げる者をもって構成するものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、上記以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことが出来るものとする。

(会議)

第4 審査委員会は、委員長がこれを招集し、その審査委員会の議長を務めるものとする。

2 委員長が欠席の時は、委員長が予め指名する委員がその職務を代理するものとする。

3 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないものとする。

4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決定し、可否同数の時は議長の決するところによるものとする。

(事務局)

第5 委員会の庶務は、岩手県農林水産部農業普及技術課において処理するものとする。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年9月19日から施行する。

この要領は、平成30年6月19日から施行する。

この要領は、令和元年6月3日から施行する。

別表（第3関係）

職名	備考
岩手県 農林水産部 農業普及技術課 総括課長	委員長
〃 農業普及技術課 農業革新支援担当課長	副委員長
〃 流通課 流通改善担当課長	
〃 農産園芸課 水田農業課長	
〃 農産園芸課 園芸特産担当課長	
〃 農業研究センター 企画管理部 経営研究室長	